

山梨県公報

号外第二十九号

平成十八年
四月十七日

日 曜 月

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人平嶋育造から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年四月十七日

山梨県監査委員	勝 良 三
同	早 川 正 秋
同	白 井 成 夫
同	渡 辺 匡 人

包括外部監査結果報告書

平成18年3月24日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 平 嶋 育 造

第1 外部監査の概要

- 1 監査の種類
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の37の規定に基づき包括外部監査

2 特定の事件

福祉保健部に係る補助金の執行及び当該補助金の交付を受けた団体における補助事業の執行について

3 特定の事件を選定した理由

普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、補助をすることができる(法第232条の2)。

公益性の認定については、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない(法第2条第14項)。

すなわち、県の補助金は、県民の福祉に寄与するよう交付されるものでなければならぬ。

こうしたことから、県においても、平成15年度に策定した行財政改革プログラム(第一次)において「県単独補助金の見直し」を掲げ、一定の成果をあげている。

これは、社会的ニーズや行政の責任分野、市町村との役割分担などは、常に時代とともに変化するものであり、厳しい財政状況にある中で、県単独補助金の見直しを行うものである。

また、この中で県は、いわゆる零細補助金についても、平成15年度に集中的に見直しを行っている。

さらに、平成15年度の包括外部監査においても、「森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部の補助金執行について」を特定の事件とし、特に高額補助金と少額補助金について対象とし、県の事業や事務の改善に寄与したところである。

しかしながら、国においては、三位一体の改革により、国庫補助負担金の廃止・削減や一般財源化が検討されており、また、財源保障機能を有している地方交付税も大幅削減され、その先行きも不透明である。

こうした厳しい状況下において、県では、平成17年12月、第二次行財政改革プログラムを策定し、引き続き「県単独補助金の見直し」を改革推進

項目に掲げ、見直しを進めるとしている。

以上から、平成15年度監査で対象外であり、かつ、最も補助金数を有している福祉保健部について、これに係る補助金の執行及び当該補助金の交付を受けた団体における補助事業の執行をテーマとして選定し、県の補助金見直しの一助とするものである。

なお、扶助費からの支出であるとして当初の対象リストに入っていないかった「心身障害者家用自動車燃料費助成」及び交付金であるとして当初リストに入っていないかった「老人保健事業推進交付金」については、いずれも実質的には補助に相当するものとして追加して監査対象としたものである。

4 監査対象機関

福祉保健部各課

直接ヒアリングを実施した団体は、次のとおりである。

- ・ 山梨県社会福祉協議会
- ・ 山梨県社会福祉事業団
- ・ 山梨県国民健康保険団体連合会
- ・ 山梨県医師会
- ・ 山梨県歯科医師会
- ・ 地域保健医療推進委員会
- ・ 山梨県健康管理事業団

5 監査実施期間

平成17年6月13日から平成18年3月31日まで

6 監査人補助者

- 小杉 重雄
- 小俣 光文
- 田中 佑幸
- 野中 孝憲
- 梶原 稔
- 小林 春男
- 塚田 祥
- 中嶋 正
- 須藤 正浩
- 佐々木 威夫

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 補助金監査の視点

(1) 公益性

- ・ 事業の目的、実施内容は、県民の福祉の向上につながるなど公益性があるか
- ・ 事業の目的は、県の長期計画（創・甲斐プラン21）に整合しているか
- ・ 事業の目的が、その後の社会情勢の変化を踏まえても、ニーズの高

い分野か

(2) 必要性

- ・ 自立した、または自立が可能な団体か
- ・ 県と市町村、行政と民間の役割分担の観点から、補助すべき事業であるか

- ・ 民間等において既に事業化されている、類似の事業が存在するなど、代替機能を持つ事業が他に行われていないか。

(3) 有効性

- ・ 補助金構築に際して想定した効果が認められるか
- ・ 事業効果が広く県民に波及するものであるか
- ・ 補助金によって取得された物品その他の資産は、補助目的どおり活用されているか

(4) 公平性

- ・ 特定団体への補助金の場合、補助対象とその他の団体等との間で公平性は保たれているか
- ・ 複数団体への補助金の場合、補助金先の決定は、適正・公平な審査を経ているか

(5) その他

- ・ 補助金の対象事業や経費は、明確に定められているか
- ・ 補助率（定額を含めて）は、適正か
- ・ 補助金額は過大ではないか
- ・ 団体等において自己財源確保の努力がなされているか

体系Ⅴ 快適な生活と活発な交流を支える基盤の充実		事業	
課室	施策	単位施策	担当課
1 快適な住環境の確保	(3) 上下水道の整備	① 水道の整備促進	衛生業務課
		○水道施設の整備促進 ○広域水道の整備促進	衛生業務課
3 高度情報通信ネットワーク社会の形成	(2) 情報化の基盤づくり	② 情報活用能力の向上	衛生業務課
		○水道の木質化の強化 ○「いのちの力」確保計画の策定 ○障害者ITサポートセンターの運営 ○障害者パソコンボランティアの養成・派遣	衛生業務課 障害福祉課 障害福祉課

また、監査対象とした福祉保健部の県単独補助金の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	課室名	補助金名称	H16実績	監査結果
1	福祉保健総務課	全国民生委員児童委員会参加費補助金	314	
2	福祉保健総務課	日本赤十字社山梨県支部事業費等補助金	2,304	
3	福祉保健総務課	山梨県社会福祉協議会運営費補助金	72,465	○
4	福祉保健総務課	山梨県社会福祉事業団事務局運営費補助金	58,637	○
5	福祉保健総務課	民間社会福祉施設等整備資金利子補給金	286,870	○
6	福祉保健総務課	社会福祉施設職員退職共済事業給付費補助金	190,380	
7	福祉保健総務課	地域福祉活動費補助金	8,828	
8	福祉保健総務課	あい・あい・あい海外研修事業費補助金	4,049	
9	福祉保健総務課	中堅民生委員児童委員研修会補助金	990	
10	福祉保健総務課	民生委員児童委員会大会補助金	300	
11	福祉保健総務課	新任民生委員児童委員研修会補助金	762	
12	福祉保健総務課	全事協退職年金共済掛金補助金	3,550	
1	長寿社会課	高齢者雇用奨励金支給事業	3,370	
2	長寿社会課	経費老人ホーム事務費補助金	505,588	
3	長寿社会課	ソルバーハウスプロジェクト・あんしん生活支援事業費補助金	3,383	○
4	長寿社会課	老人福祉施設等施設(設備)整備費補助金	1,449,847	
1	国保援護課	老人医療費支給事業費補助金	439,191	○
2	国保援護課	県単老人医療費支給事務費補助金	17,442	○
3	国保援護課	国保老人医療費対策事業費補助金	237,351	○
4	国保援護課	国民健康保険振興事業費補助金	9,852	○
5	国保援護課	老人保健事業推進交付金	30,000	○
6	国保援護課	国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	12,896	
7	国保援護課	山梨県軍恩連盟事業費補助金	150	○
8	国保援護課	山梨県傷痍軍人会推進事業費補助金	450	○

9	国保援護課	山梨県遺族会活動推進事業費補助金	939	○
10	国保援護課	山梨県遺族会地区大会事業費補助金	1,300	○
11	国保援護課	神郷「甲斐の塔」慰霊巡拝事業費補助金	1,575	○
12	国保援護課	海外慰霊巡拝・戦没者遺骨収集遺族助成事業費補助金	900	○
13	国保援護課	清費殉難者慰霊奉賛会活動推進費補助金	(320)	○
1	児童家庭課	地域子育て支援センター設置推進費補助金	1,098	
2	児童家庭課	第34回山梨県子ども祭り開催費補助金	1,200	
3	児童家庭課	ひとりの親家庭医療費補助金	97,354	○
4	児童家庭課	へき地保育所開食支給費補助金	2,453	
5	児童家庭課	乳幼児医療事業協力事務費補助金	11,800	○
6	児童家庭課	民間保育所施設整備事業費補助金	4,997	
7	児童家庭課	乳幼児医療費補助金	451,651	
8	児童家庭課	児童館総合ネットワーク事業費補助金	300	○
9	児童家庭課	小規模放課後児童クラブ事業費補助金	11,277	
10	児童家庭課	障害児保育推進費補助金	5,189	
11	児童家庭課	延長保育推進事業費補助金	725	
12	児童家庭課	産休・育休明け保育推進事業費補助金	35,453	
13	児童家庭課	子育てサークル活動支援費補助金	400	
14	児童家庭課	地域子育て支援協議会開催事業費補助金	25	
15	児童家庭課	長期病気休代替職員雇用費補助金	115	
1	障害福祉課	心身障害児(者)施設整備費補助金	28,507	
2	障害福祉課	社会福祉法人山梨福祉事業会施設運営費補助金	4,583	
3	障害福祉課	身体障害者更生医療給付事業費補助金	119,920	○
4	障害福祉課	重度心身障害者医療費補助金	1,187,471	○
5	障害福祉課	重度心身障害者日常生活用具給付等事業及び取付費補助金	15,993	
6	障害福祉課	在宅重度心身障害者居室整備費補助金	16,450	○
7	障害福祉課	全国障害者スポーツ大会派遣費補助金	8,333	
8	障害福祉課	はばたけスポーツ交流事業費補助金	937	
9	障害福祉課	障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金	14,157	○
10	障害福祉課	福祉タクシーシステム事業費補助金	450	○
11	障害福祉課	福祉タクシーシステム事業費補助金	9,704	
12	障害福祉課	「鉄道駅バリアフリー化」推進事業費補助金	6,651	○
13	障害福祉課	介助用自動車購入等事業費補助金	3,618	○
14	障害福祉課	心身障害者自動車燃料費助成	69,934	○
15	障害福祉課	心身障害者小規模作業所事業費補助金	69,789	
16	障害福祉課	社会福祉村まつり開催費補助金	800	

17	障害福祉課	心身障害児ホームナーバー派遣等事業費補助金	2,702	○
18	障害福祉課	在宅心身障害児等療育訓練費補助金	1,150	
19	障害福祉課	富士ふれあいの村まつり開催費補助金	600	
20	障害福祉課	身体障害者短期入所事業費補助金	5,345	
21	障害福祉課	在宅身体障害者デイサービス事業費補助金	20,463	
22	障害福祉課	心身障害者居宅介護サービス事業費補助金	109,108	
23	障害福祉課	知的障害者デイサービス事業費補助金	6,070	
24	障害福祉課	知的障害者地域生活援助事業費補助金	26,892	
25	障害福祉課	障害児(者)短期入所事業費補助金	35,916	
26	障害福祉課	児童デイサービス事業費補助金	6,843	
27	障害福祉課	障害者小規模通所授産施設運営費補助金	39,305	
28	障害福祉課	身体障害者保護費補助金	4,286	
29	障害福祉課	知的障害者通所療養支援費補助金	32	
30	障害福祉課	社会事業授産施設等運営事業費補助金	15,612	
1	医務課	山梨県医師会学研究等事業費補助金	5,600	○
2	医務課	山梨県歯科医師会学研究等事業費補助金	1,720	○
3	医務課	山梨県病院協会学研究等事業費補助金	1,440	○
4	医務課	人工透析装置整備費補助金	4,662	
5	医務課	歯科衛生士養成所運営費補助金	2,657	○
6	医務課	医療従事者先進技術取得事業費補助金	826	
7	医務課	医療関係団体学術研究等事業費補助金	150	
8	医務課	救急医療損失医療費補てん補助金	1,204	
9	医務課	休日夜間急患診療体制整備費補助金	63,831	
10	医務課	甲府市医師会救急医療センター運営費補助金	19,000	
11	医務課	県営病院事業会計への繰出	425,940	○
12	医務課	歯科在宅当番医制事業費補助金	1,278	
13	医務課	(財)山梨県臓器移植推進財団補助金	500	○
14	医務課	(財)山梨県アイバノン補助金	500	○
15	医務課	看護学術研究事業費補助金	600	○
16	医務課	フエスタ看護開催費補助金	805	
17	医務課	看護教育推進事業講習会補助金	108	
18	医務課	民間病院看護師等確保対策養成所補助金	98,000	
19	医務課	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	20,000	○
20	医務課	院内保育助成事業費補助金	4,766	
1	衛生薬務課	県動物愛護管理事業費補助金	700	○
2	衛生薬務課	薬事情報センター運営費補助金	1,000	○

3	衛生薬務課	山梨県献血推進協議会事業費補助金	1,900	○
4	衛生薬務課	食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金	3,400	○
5	衛生薬務課	公衆浴場施設改善費補助金	1,998	○
6	衛生薬務課	公衆浴場業生活衛生同業組合振興事業費補助金	400	
7	衛生薬務課	県生活衛生営業振興事業費補助金	2,200	○
8	衛生薬務課	水道水源開発施設整備事業費補助金	62,800	
9	衛生薬務課	水道広域化施設整備事業費補助金	406,600	
10	衛生薬務課	水道広域化施設整備事業費補助金	298,900	
11	衛生薬務課	山梨県赤十字血液センター建設資金元利補助金	12,073	○
12	衛生薬務課	水道施設整備事業費補助金	37,317	
1	健康増進課	結核定期健康診断予防接種補助金	3,872	
2	健康増進課	肝細胞がん登録推進費補助金	1,000	
3	健康増進課	県乳がん検診研究費補助金	2,000	
4	健康増進課	健康管理事業団運営費補助金	11,551	
5	健康増進課	健やか山梨21地域活性化推進事業費補助金	11,944	○
6	健康増進課	健やか山梨21推進会議補助金	1,018	○
7	健康増進課	県愛育会連合会補助金	310	
8	健康増進課	精神障害者措置医療対策費補助金	2,520	
9	健康増進課	精神障害者小規模作業所事業費補助金	39,339	○
10	健康増進課	働きざかり花の笑顔検診事業費補助金	31,213	
11	健康増進課	肝がん検診事業費補助金	51,569	
12	健康増進課	農山村保健対策事業費補助金	6,986	

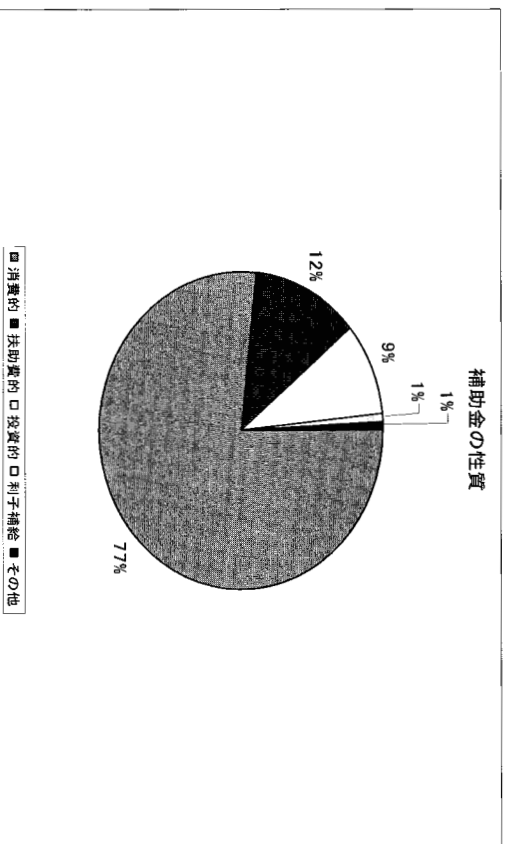
(注) 1 国保援護課13は、平成15年度実績である。

2 監査結果は、○印がこの報告書のなかで指摘・意見等を付したものである。

この監査を実施するに当たって、事前調査を行い、対象とした補助金のすべてについて調査シートの提出を求めた。それを整理したところ、傾向は次に示すとおりであった。

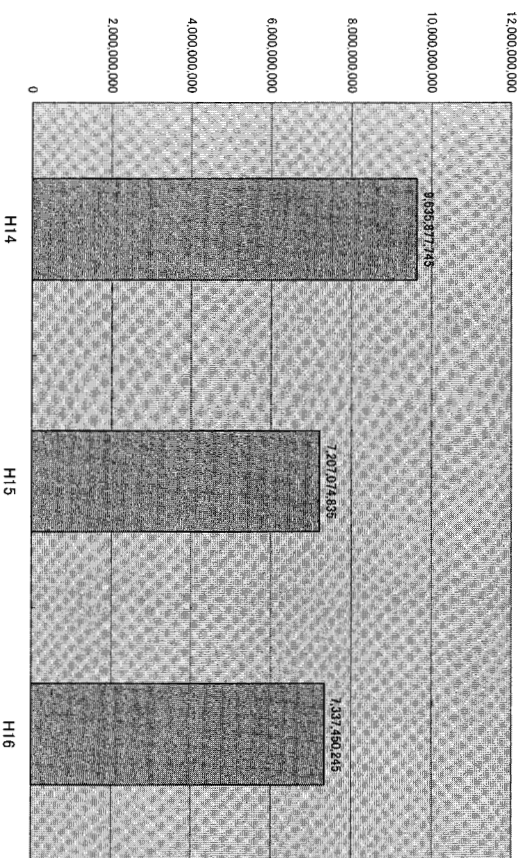
116件の補助金のうち、直接補助は111件、間接補助は5件であった。また、消費的補助金が89件、扶助的補助金が14件、投資的補助金が11件、利子補給が1件、その他(県営病院事業会計への繰り出し)1件であり、図表1に示すとおり、消費的補助金が全体の77%を示している。

図表1 監査対象補助金の性質



また、116件の補助金のうち、終期が設定されているものは24件であった。補助金総額は、図表2に示されているように、平成14年度96億35百万円、平成15年度72億7百万円、平成16年度73億37百万円であった。

図表2 補助金総額の推移

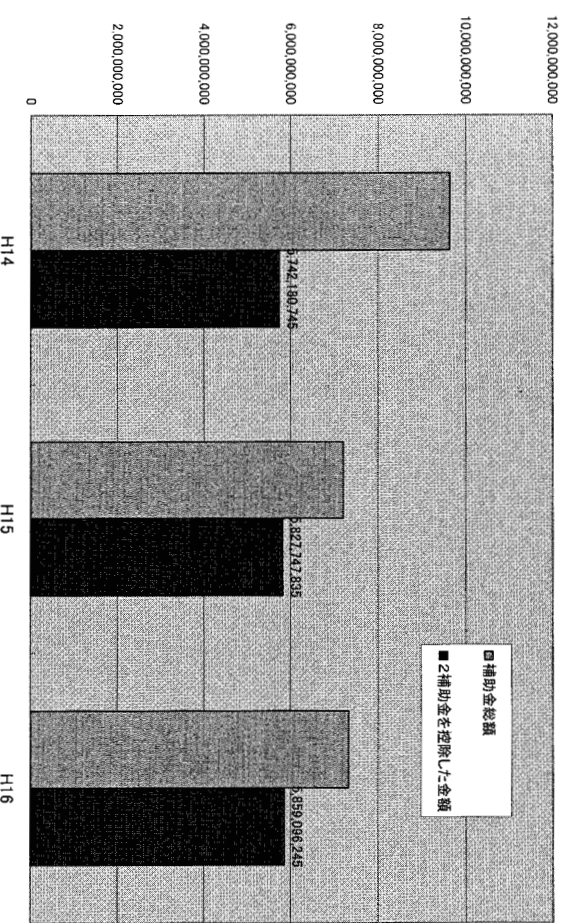


この補助金総額の大幅な減少という動きに大きく寄与しているのが次の補助金の動きである。

老人福祉施設等整備費補助金は、平成14年度から平成15年度にかけて13億73百万円減少し、また、心身障害児(者)施設整備費補助金は、平成14年度から平成15年度にかけて6億4百万円減少している。

福祉保健部における補助金総額の趨勢をみるために、大きな変動のあった2補助金を除いてみると、その傾向は次のとおりである。

図表3 補助金総額の推移その2



図表3に示されているように、老人福祉施設等整備補助金と心身障害児(者)施設整備費補助金の2つの補助金を除いた補助金の総額は、平成14年度57億4百万円、平成15年度58億2百万円、平成16年度58億5百万円とここ3年間で徐々に増加している。

監査対象補助金の平成14年度からの増加、減少の内訳を各課別に見てみると、以下の表ようになる。

件数	増加	同額	減少	計
福祉保健総務課	7	2	3	12
長寿社会課	1	0	3	4
国保援護課	1	6	5	12
児童家庭課	8	3	4	15
障害福祉課	16	2	11	29
医師課	4	9	7	20
衛生業務課	1	4	7	12
健康増進課	2	3	7	12
計	40	29	47	116

交付額が減少している補助金もあるものの、増加している補助金もほぼ同数であるため、老人福祉施設等整備補助金と心身障害児(者)施設整備補助金を除いた補助金総額は微増している。

増加額の上位10補助金は以下のとおりである。

補助金	担当	14年度からの増加額	増加率
重度心身障害者医療費補助金	障害福祉課	108,543,000	10%
水道広域化施設整備事業費補助金(東東)	衛生業務課	65,500,000	19%
居宅介護等事業費補助金	障害福祉課	62,540,000	134%
障害児(者)短期入所事業補助金	障害福祉課	35,916,000	14年度無し
産休・育休明け保育推進事業費補助金	児童家庭課	35,453,400	14年度無し
社会福祉施設職員退職共済事業給付費補助金	福祉保健総務課	23,175,900	14%
障害者小規模通所授産施設運営補助金	障害福祉課	22,805,000	138%
民間社会福祉施設等整備資金利子補助金	福祉保健総務課	20,480,441	8%
ひとり親家庭医療費助成事業補助金	児童家庭課	20,152,630	26%
社会事業授産施設等運営費補助金	障害福祉課	15,612,000	14年度無し

また、増加率で見た上位10補助金は以下のとおりである。

補助金	担当	14年度からの増加額	増加率
障害者小規模通所授産施設運営費補助金	障害福祉課	22,805,000	138%
居宅介護等事業費補助金	障害福祉課	62,540,000	134%
特別保育事業費補助金(病床代替)	児童家庭課	62,325	120%
子育てサークル活動支援事業費補助金	児童家庭課	200,000	100%
ファミリーケア看護開催費補助金	医師課	307,755	62%
身体障害者短期入所補助金	障害福祉課	1,575,000	42%
知的障害者地域生活援助事業費補助金	障害福祉課	7,577,000	39%
小規模放課後児童クラブ事業費補助金	児童家庭課	2,484,000	28%
ひとり親家庭医療費助成事業補助金	児童家庭課	20,152,630	26%
延長保育推進事業費補助金	児童家庭課	125,000	21%

この他に平成15年度以降に新設された補助金14件がある。

減少額の上位10補助金は以下のとおりである。

補助金	担当	14年度からの減少額	減少率
老人福祉施設等施設整備補助金	長寿社会課	△1,803,281,000	-55%
心身障害児(者)施設整備費補助金	障害福祉課	△612,062,000	-96%
乳幼児医療費補助金	児童家庭課	△67,240,000	-13%
県営病院事業会計への繰り出し	医師課	△65,085,000	-13%
水道広域化施設整備事業費補助金(東部)	衛生業務課	△41,700,000	-12%
国保老人医療費対策事業費補助金	国保援護課	△33,691,000	-12%
山梨県赤十字血液センター建設資金元利補助金	衛生業務課	△13,262,327	-5%
児童アサヒサービス事業費補助金	障害福祉課	△12,761,925	-65%
水道水源開発施設整備事業費補助金	衛生業務課	△12,300,000	-16%
健康管理事業団運営費補助金	健康増進課	△10,733,476	-48%

また、減少率で見た上位10補助金は以下のとおりである。

補助金	担当	14年度からの減少額	減少率
高齢者福祉推進委員会活動推進費	国保援護課	△20	-100%
心身障害児(者)施設整備費補助金	障害福祉課	△612,062,000	-96%
全事協退職年金共済掛金補助金	福祉保健総務課	△8,620,838	-71%
農山村保健対策事業費	健康増進課	△5,434,000	-70%
看護教育推進事業講習会補助金	医師課	△216,000	-67%
児童アサヒサービス事業費補助金	障害福祉課	△12,761,925	-67%
障害児保育推進費補助金	児童家庭課	△9,098,865	-64%
介助用自動車購入等助成事業補助金	障害福祉課	△4,525,000	-59%
身体障害者保護費補助金	障害福祉課	△5,819,246	-58%
老人福祉施設等施設整備補助金	長寿社会課	△1,803,281,000	-55%

3 行財政改革プログラムと県単独補助金の見直し

県は、平成15年12月19日に策定した行財政改革プログラムに基づき、県単独補助金の目的や効果を制度の根本に立ち返り検討し、次の観点から見直しを進めることとし、投資的事業における県単独上乗せ補助金や県民敬老祝金、市町村振興資金等元利補助金等について集中的に見直しを行った

- ① 所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化
- ② 地方分権の進展による県と市町村の関係を踏まえた役割分担の明確化
- ③ 市町村と県の責任分野や経費負担の在り方
- ④ 行政の責任分野や経費負担の在り方

この方針は、平成17年12月16日に策定した第二次行財政改革プログラム(平成17～21年度)にも踏襲されている。

4 県の予算編成と補助金

県では、次の方針により予算編成を行っている。

- 新たな政策課題への対応など、新規の施策を展開するに当たり、今まで以上に創意・工夫を凝らすとともに、スワラップ・フンド・ピルドの原則に基づき、既存事業の見直しを行った上で計上するものとする。

○ 既存の事務事業については、原点に立ち返り、事業の必要性、事業効果、行政と民間の適切な役割分担など、総合的な見地から検討を加え、廃止、縮小、整理統合、効率化を図り、限られた財源の重点的な配分に努めるものとする。

また、政策アセスメントにより、事務事業の見直しを行い適切に予算に反映させるものとする。

○ 県単独補助金については、当該市町村の総合計画、隣接市町村との関連及び広域処理等を十分に検討の上、将来齟齬をきたさないよう配慮するものとする。

○ 義務的経費、投資的経費等を除いたその他行政経費（一般行政事業、施策的事業）については、部局ごとに前年度当初予算の一般財源の90%の範囲内で見直しを図るものとする。

すなわち、県は、マイナスイノベーションを実施することにより、補助金を含め事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを政策アセスメントと連動する中で行わせ、マイナスイノベーションをクリアすること等により財源を確保して、厳しい財政状況に対処している。

5 県の行政評価システムと補助金

県では、職員の意識改革、成果重視、限られた資源の有効活用、説明責任を目的に、平成11年度から政策アセスメントを実施している。

平成16年度からは、政策体系すなわち「政策－施策－事務事業」のうち、事務事業レベルの評価に加え、施策レベルの評価を導入している。

すなわち、施策評価とは、当該事業を評価するに当たり、施策の目的を明確にし、その施策の手段である全ての事業を俯瞰した上で、当該事業が施策目的を達成するための有効な手段となっているか否かという観点から評価し、また、成果指標を設定して施策の目標とその達成状況について、評価の公表を通じて県民に分かりやすく説明しようとするものである。

そして、事業の優先度の判定基準として、施策目的の達成に向けた寄与度が高い順にA、B、C又はEの3段階相対評価とし、C又はE判定の事業は見直しを検討するものとしている。

また、事業評価の観点としては、①事業の必要性、②行政関与の妥当性、③県関与の妥当性、④活動量、⑤成果の達成度、⑥公平性、⑦効率性から評価するものとしている。

以上のように、県は、政策アセスメントを運用かつ改善することにより、補助金を含めた事務事業の見直しをシステム化しようとしている。

第3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 福祉保健総務課

福祉保健総務課の分掌事務は、次のとおりである。（山梨県行政組織規則（昭和43年3月山梨県規則第12号）第7条別表第1（以下「組織規則別表第1」という。））

- ・ 社会福祉事業団体及び社会福祉施設（長寿社会課、児童家庭課及び障害福祉課の所掌に係る施設を除く。）の指導監督に関すること
- ・ 民生委員に関すること
- ・ 地域福祉に関すること
- ・ 福祉ボランティア活動の推進に関すること
- ・ 災害救助に関すること
- ・ 社会福祉事業従事者の研修に関すること
- ・ 保健所に関すること
- ・ 社会福祉審議会に関すること

(1) 山梨県社会福祉協議会運営費補助金

交付先	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
根拠法令等	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱
事業の目的	山梨県社会福祉協議会の運営費に助成し、市町村社会福祉協議会、福祉関係団体及び県民の参加する地域福祉活動に対する支援体制を強化し、地域福祉の推進を図る。
事業の内容	地域福祉推進の中核組織である山梨県社会福祉協議会の運営費に対して一部を助成
補助開始時期	不明
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	72,464,959円（県単）
算定方法	山梨県社会福祉協議会一般会計職員（プロパー16名）の平均給与等人員費×7名＋県派遣職員（1名）の人員費＋県OB職員（3名：うち地域福祉推進員2名）の人員費
担当部課	福祉保健部福祉保健総務課

① 担当する職務に応じた給与体系にすべきもの

歴代の地域福祉推進員は県OBであり、その人員費は全額補助対象となっており、全く同じ職務内容にも関わらず県の前職を考慮して給与を決めている。そのため平成16年度に1人が交代したことによって地域福祉推進員の人員費が3,220,000円から6,449,305円に増額されたのを主な原因として、2,684,959円増

額されている。
 事業報告書を見ると、地域福祉推進員の業務が高度化したような新規の事業があるとも思われない。
 全額が補助金の対象となっている以上、担当する職務に応じた給与体系を作成するよう指導すべきである。

(2) 山梨県社会福祉事業団事務局運営費補助金

交付先	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
根拠法令等	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団事務局運営費等補助金交付要綱
事業の目的	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団事務局の円滑な運営を図る。
事業の内容	1. 人件費補助 ・事務局(プロパー) 職員の人件費 ・県派遣職員の人件費 2. 事務費補助 ・山梨県社会福祉事業団事務局の事務費
補助開始時期	不明
補助終期	平成16年度
補助金額	58,637,173円(県単)
算定方法	1. 人件費補助 ① 補助対象職員の役員報酬、職員給料、職員諸手当、法定福利費の合計額 ② 事業団全職員の退職金手当支給額から退職共済制度からの支給額を差し引いた額 2. 事務費 事務局に係る旅費交通費、消耗品費、通信運搬費等事務費の合計額
担当部課	福祉保健部福祉保健総務課

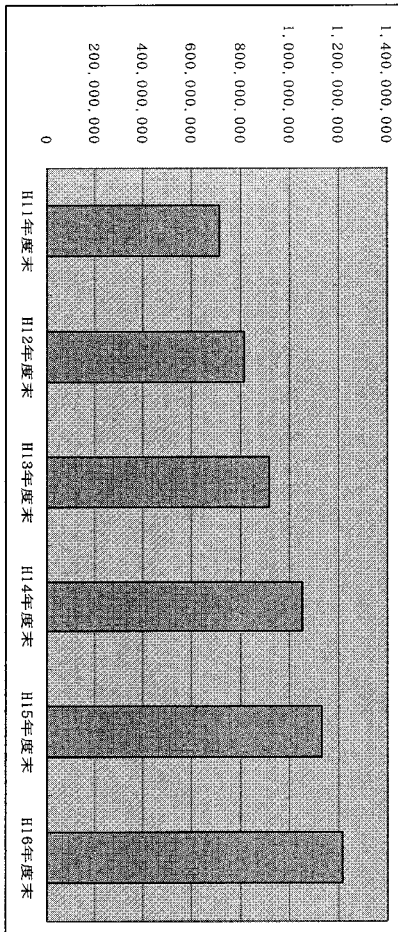
① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの

社会福祉事業団は、昭和46年7月16日付厚生省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(通称46通知)により、県の設置する社会福祉施設は、県の直営か社会福祉事業団に委託することが原則とされていた。しかしながら、平成14年8月21日付厚生労働省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱について」により、公設施設の委託先の条件が緩和されたことに伴い、社会福祉事業団への施設移管が可能となったとの説明である。
 県では、平成15年の出資法人見直し計画に基づき、社会福祉事業団の見直しを行い、平成17年4月1日に土地を無償貸付、建物を無償譲渡した。これに伴

せて、平成17年度より補助対象団体である社会福祉事業団を自主運営とし、補助金を廃止している。

しかし、平成14年8月21日付厚生労働省通知以前に、独自の判断で公設施設を社会福祉事業団に移管した県も複数ある。(石川県、愛知県、島根県)

社会福祉事業団の純資産の推移



年度	純資産の増加額
平成14年度	133,297,557
平成15年度	77,441,170
平成16年度	85,780,648
補助金額	64,279,455
	112,984,000
	58,637,173

また、グラフに示すように、社会福祉事業団の平成16年度末の純資産は1,215,072,480円であり、純資産も毎年増加し財務状況は良好である。
 平成14年度と平成16年度は補助金額以上に純資産が増加しており、そうした中で運営費補助金を継続して交付してきたことの意味は問われなければならぬ。
 運営費を補助対象とする場合は、補助対象団体の経営状況をみて補助金額や時期設定を行うような仕組みの構築が必要である。

(3) 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金

交付先	社会福祉法人ぎんが福祉会ほか90団体
根拠法令等	民間社会福祉施設等整備資金利子補給金交付要綱
事業の目的	施設整備を行う社会福祉法人等に対し、施設整備の借入資金についての利子補給を行うことにより、民間社会福祉施設の整備促進を図る。
事業の内容	社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等の新築、改築、拡張及び災害復旧に要する融資機関からの借入金に係る利子に対し補助を行う。(112件)
補助開始時期	昭和45年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	286,869,602円(県単)
算定方法	・ 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設整備に要する借入金については、年利3.5%に相当する額を限度に補助。 ・ 介護保険法による介護老人保健施設については、1.5%に相当する額を限度に補助。
担当部課	福祉保健部福祉保健総務課

① 補助金の支給額を見直すべきもの

現在、すべての社会福祉施設を対象に一律3.5%を上限として利子補給を行っている。このため、支給対象のほぼ6割が実質的に無利子で借り入れられる結果となっている。

他県状況を見ると、

ア 借入利率の3%を超える相当額(岩手県)

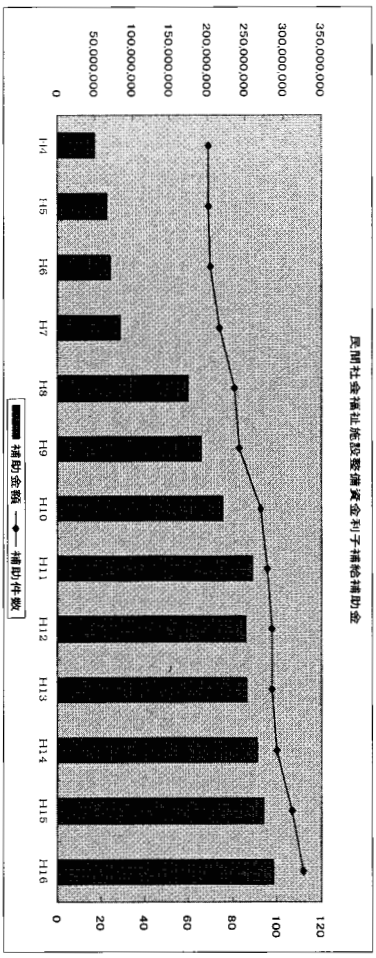
イ 年間支払利息×1/4(特別保育事業を実施する保育所は1/2)(鳥取県)

ウ 借入残高×0.425%~0.85%以内(1/4~1/2相当)(山形県)

エ 全額(限度額4,000千円)(宮城県)

といった例があり、これらに比較すると、県は手厚い補助となっている。

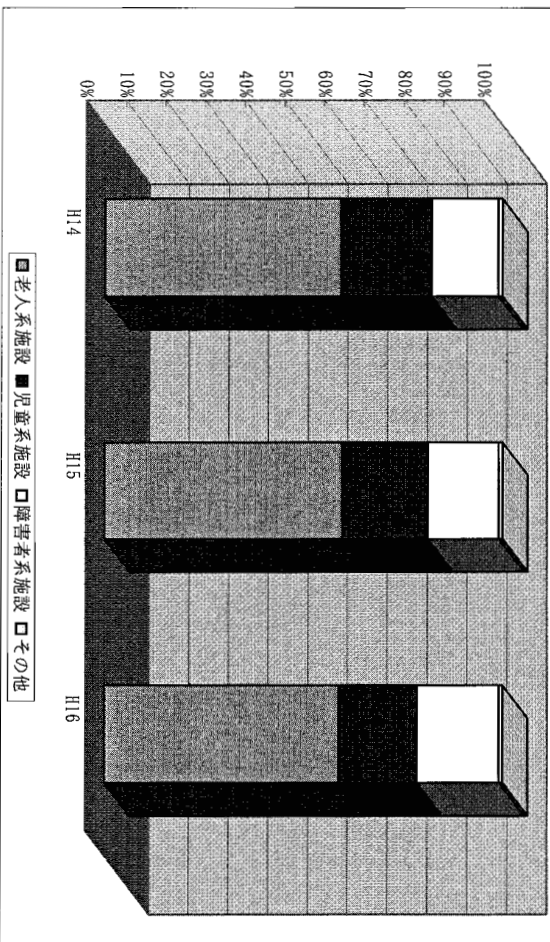
利子補給による助成の方法にはさまざまな形態があるが、高率の借入しか行えない団体に対して、一定割合を超える部分の利子を補てんするものが多いのが実態である。



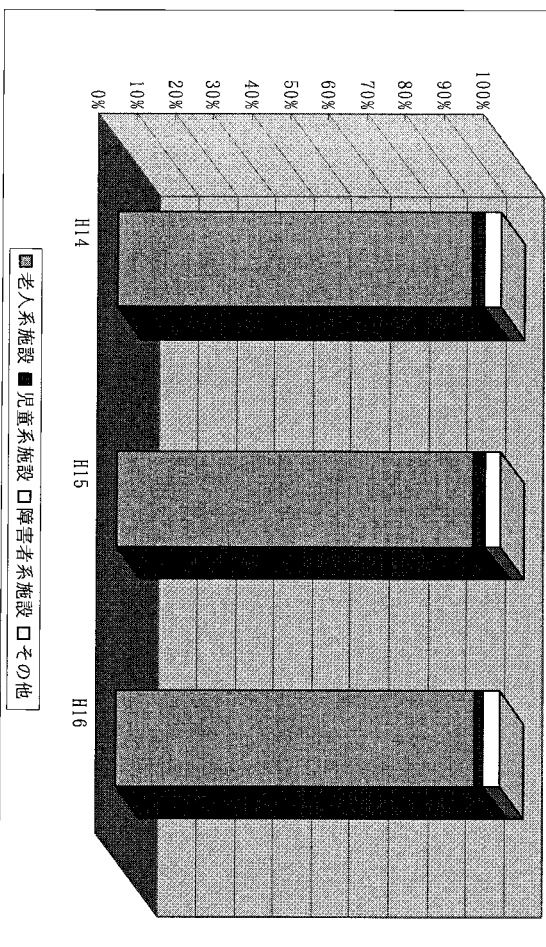
補助金の平成16年度実績は286,870千円であり、ここ3年間の伸びは7.7%、平成4年度と比較すると約5.8倍となっている。

補助件数、補助金額とも着実に増加しているが、それぞれを施設別にみると下図のようになり、件数ベース、金額ベースともに老人系施設の割合が高くなっている。ことに、金額ベースでは圧倒的に老人系施設の割合が高くなっている。

補助対象施設の割合(件数ベース)



補助対象施設の割合(金額ベース)



県では、老人系施設の整備は長寿社会課が担当しており、障害者系施設の整備は障害福祉課が、児童系施設については児童家庭課が担当しており、福祉保健総務課では、利子補給金の制度管理を行っていることである。

これだけの補助金を投入している以上、福祉保健部一体となって施設整備に対する利子補給を効果的に実行していく必要がある。

また、介護保険制度の導入等により措置制度から利用者制度への転換がなされるなど社会福祉施設を取り巻く状況は変化してきている。

これらのことから、利子補給については一律利子補給をするのではなく、重点的に整備する必要がある施設を優先する。

イ 交付先の施設種別によって補給率を変える。
 ウ 上限金額を設定する。
 等の方法によって、補助総額の増加を抑制する必要がある。

2 長寿社会課

長寿社会課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)

- ・ 高齢化社会対策の総合調整に関すること
- ・ 高齢化社会の啓発に関すること
- ・ 老人の生きがい対策に関すること
- ・ 介護保険制度に関すること
- ・ 在宅老人対策に関すること
- ・ 老人福祉施設入所者及び施設整備に関すること
- ・ 介護老人保健施設に関すること
- ・ 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による保健事業のうち機能訓練に関すること
- ・ 青い鳥福祉センター(知的障害者更生施設を除く。)及び介護実習普及センターに関すること
- ・ 介護保険審査会に関すること

(1) シルバーハウジング・あんしん生活支援事業費補助金

交付先	市町村
根拠法令等	山梨県在宅福祉事業費補助金交付要綱
事業の目的	① 高齢者住宅等安心確保事業(国補) 生活援助員をシルバーハウジング(バリアフリーに設計された公営住宅)に派遣することにより入居者(高齢者)の安全かつ快適な自立した生活を支援する。 ② 生活援助員家賃助成事業(県単) シルバーハウジング内の専用住宅に入居する生活援助員の家賃負担の軽減を図る。
事業の内容	① 高齢者住宅等安心確保事業(国補) 事業を実施する市町村に対して経費の3/4(国負担2/4)を補助する。 ② 生活援助員家賃助成事業(県単) 事業を実施する市町村に対して助成した家賃の一部に対して1/2を補助する。
補助開始時期	平成8年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	3,383,000円(国補) 0円(県単)
算定方法	① 高齢者住宅等安心確保事業(国補) 対象経費(自己負担分は控除)の3/4相当額 ② 生活援助員家賃助成事業(県単)

25,000 円以内 / 1 人当たりの 1/2 相当額	
担当部課	福祉保健部長寿社会課

(注) 監査対象は、生活援助員家賃助成事業である。

① 補助金を廃止すべきもの

生活援助員はシルバーハウジング住棟内に勤務し、入居者（一人暮らし又は夫婦世帯の高齢者）の自立した生活を助けるために、生活相談・一時的な家事援助・安否確認等のサービスを行っている。

生活援助員の家賃負担については、県単独の補助事業となっているが、直近3年間の交付実績は無い。

この制度の制定当初は、生活援助員はシルバーハウジング住棟への住み込みに限定されていたが、平成12年度の制度改正により、現在は通いでの勤務も可能となっており、住み込みのための家賃補助の必要性はなくなっている。当該補助金を廃止すべきである。

3 国保援護課

国保援護課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)

- ・ 国民健康保険の医療に関する指導及び監督並びに老人保健法の規定による医療に関する指導及び監督の実施に関すること
- ・ 国民健康保険の保健事業に関すること
- ・ 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に関すること
- ・ 国民健康保険審査会に関すること
- ・ その他国民健康保険に関すること
- ・ 旧軍人軍属の恩給、叙位、叙勲及び履歴証明に関すること
- ・ 戦傷病者等の援護に関すること
- ・ 戦没者等の死亡告知、遺骨及び遺留品に関すること
- ・ 戦没者等の慰霊及び遺族援護に関すること
- ・ 未帰還者及び留守家族の援護に関すること
- ・ 引揚者の援護に関すること

平成16年度においては、12件 722,046千円の補助金、2件 30,000千円の交付金を各団体に交付している。

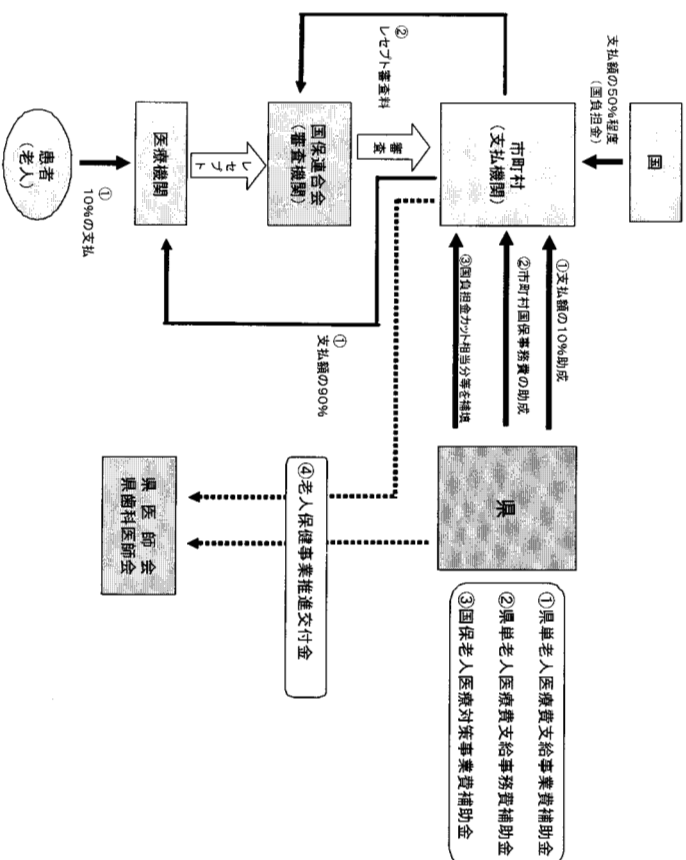
「国民健康保険の保健事業に関すること」のうち、「老人保健事業推進交付金」については、交付金の名称であるが、監査の過程で実質は補助金であることが判明したことから、当初の監査対象リストに入っていないかったこともあって、追加して監査対象としたものである。

「戦没者等の慰霊及び遺族援護に関すること」のうち、「満蒙殉難慰霊奉賛会活動推進費補助金」については、平成16年度予算措置はしたが執行はなかった。そのため、平成15年度に執行した事業について監査した。

国保援護課では、平成16年度の補助金見直しの中で老人医療費支給事業費補助金について、所得制限を導入することにより当初予算ベースで87,000千円の経費節減を行うなど努力してきていることは評価できるところである。

なお、特に複雑な仕組みとして運用されている老人医療制度に関わる県、市町村、医療機関等の関係については、「老人医療費支給事業費補助金」、「県単老人医療費支給事務費補助金」、「国保老人医療対策事業費補助金」及び「老人保健事業推進交付金」の4件が関連するので図に示すと次のとおりである。

国民健康保険と県単独老人医療制度との関係



(1) 老人医療費支給事業費補助金

交付先	市町村
根拠法令等	山梨県老人医療費支給事業費補助金交付要綱
事業の目的	老人の健康の保持と明るい老後を築くため、市町村が医療保険各法による医療費の一部負担金を補助した場合、その助成した経費に補助金を交付することにより、老人の福祉の増進を図る。
事業の内容	68歳、69歳の者及び65歳以上68歳未満の一人暮らしの老人を対象として、医療保険各法による医療費に係る一部負担金について市町村が支給した経費に対して助成する。
補助開始時期	昭和46年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	439,191,000円(県単)
算定方法	対象者に係る医療費の本人負担分(3割)のうち、2割を市町村が助成することとし、その1/2を県が市町村に補助。
担当部課	福祉保健部国保課

① 存廃を含めた制度の見直しを行うべきもの

この仕組みの経緯をみると次のとおりである。

- ア 昭和44年12月、東京都が先鞭をつけて発足させた老人医療費助成制度が始まりで、以降、石川県(昭和45年1月)、京都府(昭和45年10月)、山梨県・埼玉県(昭和46年4月)、愛知県・兵庫県(昭和46年10月)、大阪府・広島県(昭和47年1月)、岡山県(昭和47年4月)の9府県が続き、老人福祉法の改正(昭和48年1月)で70歳以上の老人医療費助成制度の発足を経て、滋賀県・奈良県・和歌山県(昭和48年10月)、長野県・香川県(昭和50年10月)、岐阜県(昭和51年1月)、三重県(昭和55年1月)の計17都府県が導入したものである。
- イ 昭和48年1月には、国の制度として70歳以上を対象とした老人医療費支給制度(所得制限あり)発足を受けて、県単独で国制度の所得制限を越える70歳以上の老人を対象に加える。
- ウ 昭和48年10月には、国制度に65歳～69歳の寝たきり老人(所得制限あり)を対象に加えたことを受けて、その所得制限を越える老人を県単独で対象に加える。
- エ 昭和55年4月、一般老人は68歳、一人暮らし老人は65歳から対象とする。
- オ 昭和58年2月、老人保健法施行。所得制限撤廃、一部負担金導入を受けて、県でも一部負担金を導入する。

平成15年12月策定の「山梨県行財政改革プログラム」により、県単独老人医療費補助金は、社会経済情勢の変化を踏まえ、早急に見直すものと位置づけられる。

平成17年4月、対象者の所得要件を「老齢福祉年金受給制限限度」から「市町村民税世帯非課税」に改正し、併せて一人暮らし老人(65歳から)を廃止する。

以上の経緯を経て、現在の仕組みとなっている。

他の都道府県の状況を見ると、平成17年4月現在、制度を廃止したもの 3県

(香川県：H15.3.31、石川県：H16.3.31、愛知県：H16.9.30)

制度廃止を予定しているもの 4都県

(三重県：H17.8.31、埼玉県：H17.12.31、広島県：H18.9.30、東京都：H19.6.30)

となっており、10県のみがこの制度を継続している状況である。

県単老人医療費支給事業費補助の概要をみると次表のとおりである。

(表) 県単老人医療費支給事業費補助の対象概要

	対象老人数	費用総額 (千円)	公費負担分 (千円)	一人当たり公費負担額 (円)
平成元年	13,859	3,944,391	707,913	51,080
平成2年	13,694	3,883,837	705,802	51,541
平成3年	13,825	4,101,720	756,771	54,739
平成4年	14,896	4,712,406	809,215	54,324
平成5年	15,552	5,159,890	881,177	56,660
平成6年	15,968	5,405,943	950,528	59,527
平成7年	16,169	5,766,728	1,003,362	62,055
平成8年	16,354	5,856,390	1,024,784	62,663
平成9年	16,287	5,742,149	976,219	59,939
平成10年	16,365	5,847,511	965,330	58,987
平成11年	16,677	5,737,129	985,042	59,066
平成12年	16,671	5,840,361	998,702	59,907
平成13年	16,325	6,137,052	977,043	59,850
平成14年	16,091	5,753,104	892,608	55,473
平成15年	16,382	5,690,569	851,566	51,982
平成16年	16,698	5,846,973	879,753	52,686

平成16年度当初見込み老人医療費支給対象人口は、68歳～69歳16,405人、

65歳～67歳の一人暮らしの者299人である。

老人医療費助成として市町村に支払われた補助金は、平成16年度：439,877千円である。これと同額を市町村が負担し、合わせて879,753千円が公費負担となっている。これを老人医療費支給対象人口で除すると、1人当たりの老人医療費の公費負担額は54,776円となる。

このほかに、「老人医療費助成制度」を維持していくのに必要な費用として、「国保老人医療費対策事業費補助金」(237,351千円)及び「県単老人医療費支給事務費補助金」(17,442千円)を市町村等に補助している。

この制度を維持するために県から支出されている額の総額は、平成16年度で694,670千円となる。

世代間の負担の均衡を維持しなければ、制度そのものが存続を許されない時代が目前に来ている。高齢化社会を迎え、団塊の世代がリタイアする時代を目前にして、ナショナルミニマムを超えるサービス提供のあり方を基本に戻って見直す時期に来ているものと考ええる。

平成16年度の見直しの努力は、補助制度の公平性を担保する意味で多とするものであるが、情勢はここにとどまることを許すものとは考えられない。廃止を含めた制度のあり方について早急に検討に着手すべきである。

(2) 県単老人医療費支給事務費補助金

交付先	市町村
根拠法令等	県単老人医療費支給事務費補助金交付要綱
事業の目的	市町村が行う老人医療費支給事業の円滑な実施を図る。
事業の内容	市町村が行う老人医療費支給事業に要する経費を助成する。
補助開始時期	昭和46年度
補助終了時期	県単老人医療費支給事業終了時
補助金額	17,442,000円(県単)
算定方法	審査支払手数料(基準単価：厚生労働省基準を準用)に実績件数を乗じて算定。
担当部課	福祉保健部国保保護課

① 基準額の算定方式の見直すべきもの

補助金の交付申請に当たり、各市町村では、補助金交付要綱第2条の定めるところにより、国民健康保険分しセプト枚数及び社会保険分しセプト枚数にそれぞれその単価を乗じて得た額に需用費の実支出額を加えた額を申請額としている。

需用費の算定については、要綱によると、対象となる経費は、老人医療費支

給事業に係る賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費とされている。基準額は、受給対象者数に200円を乗じて得た額とされている。

各市町村からの交付申請書類を見たところ、40市町村のうち、10市町村が需用費をゼロ申請している。

受給者数をベースとする需用費の算定方式を採用しているが、1人当たりのしセプト枚数が市町村によって20枚から5枚と差があることから見て、事務の実態を表すのはしセプトの枚数と思われる。

② 制度の見直しを行うべきもの

しセプト枚数に乘じる単価は、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(平成16年12月27日付保国発第227001号)に定める審査支払手数料(保険者がしセプトの審査を委託する際の手数料)の額をそのまま準用している。

国民健康保険の支払い事務に伴って必要となるしセプトの審査事務(国保団体連合会に委託して審査)に要する費用は保険者である市町村が負担すべきものであって、この補助金額の算定のために審査支払い手数料を単価として準用することは結果として市町村の国保会計への支援の意味が入ってくる。

老人保健法に基づく老人医療制度がある中で県が対象者の年齢を前倒して実施している県単独老人医療制度は、その運用面でもねじれ現象が生じている。速やかな事業全体の見直しに着手すべきである。

(3) 国保老人医療費対策事業費補助金

交付先	市町村、2国保組合
根拠法令等	山梨県国保老人医療対策事業費補助金交付要綱
事業の目的	県単老人医療費支給事業の円滑な執行に資する。
事業の内容	県単老人医療費支給事業の実施に伴い、保険料負担が増加する国民健康保険財政の負担軽減を図るため助成する。
補助開始時期	昭和46年度
補助終了時期	県単老人医療費支給事業終了時
補助金額	237,351,000円(県単)
算定方法	県単老人医療費支給制度を実施した場合に、国保財政にあらたに加わる費用(「長瀬理論」)について、増加分の保険料負担分及び国の補助金カット分の補填を行う。
担当部課	福祉保健部国保保護課

① 制度の見直しを行うべきもの

この補助金は、「医療費の自己負担分を軽減していくと医療費総額は増加する」という考え方（長期効果）に基づき、老人医療費支給事業費補助金を交付したことにより波及して増加した医療費のうち保険料相当額部分及び国庫負担金カット分を補填して、保険財政への影響を軽減するものである。
平成16年度の計算についてみると、平成16年3月から平成16年8月までの実績で

- ・ 保険者負担分 (76.77%) ⇨ 県単医療費助成がない場合の給付率
 - ・ 公費負担分 (14.29%)
 - ・ 小計 (91.06%) ⇨ 県単医療費助成がある場合の給付率
 - ・ 被保険者負担金 (8.94%)
- 各項目の比率を出し、これを長瀬算式で医療費水準を算出する。

・ 県単医療費助成がない場合 0.71912 a
 ・ 県単医療費助成がある場合 0.88190 b
 aをbで除して県単未実施の場合の医療費が0.8154と得られる。0.1846が波及増医療費と整理される。

この制度は、老人医療費支給事業費補助金があることにより、市町村の国民健康保険財政に影響（医療費負担が少なくなれば医療サービスを受ける老人が増える。）し、国の補助金カットまで受けていることを考えたとき、その市町村負担部分を県が助成する仕組みであることから、県単独補助が廃止されれば、この補助金も廃止されることとなる。

〔(1) 老人医療費支給事業費補助金〕の項でも述べたところであるが、国においても医療費の増嵩への対策を講じるべく議論が進められているところであり、その国の行うサービスを超えて行っているこの仕組みを維持すべきかどうかについて早急に検討すべき時期に来ているものと考えらる。

(4) 国民健康保険振興事業費補助金

交付先	山梨県国民健康保険事業団体連合会
根拠法令等	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱
事業の目的	山梨県国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業に対し、費用の一部を補助し、国民健康保険事業の安定的運営に資する。
事業の内容	国民健康保険団体連合会の派遣県職員の人件費相当額を助成。
補助開始時期	平成元年度
補助終期	明確な定めがない。

補助金額	9,852,000円(県単)
算定方法	派遣県職員の給与等に相当する額
担当部課	福祉保健部国保援護課

① 更なる見直しの努力が求められるもの

平成15年度に実施した政策アセスメントの結果、「国民健康保険団体連合会への診療報酬審査支払い事務の強化」(5,000千円)・「広報事業」(1,000千円)の2事業補助を廃止(6,000千円削減)した。

県では、平成15年度の事業の見直しの時点で、県職員の派遣についても検討し、(ア)職員の派遣については、県からの一方的なものではなく、連合会からは県に対し2名(国保援護課、長寿社会課)が出向(給与は連合会負担)して来ていること、(イ)事務局長(現在3代目)を派遣することになった経緯は、プロパー職員のうち適当な年齢のものがいなかったため、県に派遣要請があり、プロパーから派遣職員に変更となったこと、(ウ)財政的に支援するために派遣しているのではないことを理由として、継続して派遣することとした。

平成15年度の事業の見直しで6,000千円を削減してきている努力は評価できる。

しかしながら、他の補助対象事業を廃止し派遣県職員の人件費相当額のみ補助金ととなっていること、団体の経営状況を見ると仮に公益性があるとしても補助の必要性があるとは認めがたいことなどから、さらなる踏み込んだ改善に向けての努力が望まれる。

(5) 老人保健事業推進交付金

交付先	山梨県医師会、山梨県歯科医師会
根拠法令等	山梨県老人保健事業推進交付金要綱
事業の目的	老人保健法による保険事業の円滑な推進を図る。
事業の内容	医師会等が行う次の事業に助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健事業を実施するために、医師会等が実施する研修及び研究会 ・ 保健事業の推進を図るための医師会等が行う広報普及啓発事業及び地区医師会が行う企画、指導、連絡調整 ・ その他保健事業の推進を図るために知事が必要と認める事業
補助開始時期	昭和48年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	医師会 27,900,000円